

第1章 基本的な考え方

1 人権をめぐる社会の動き

(1) 国際的な取り組み

昭和23(1948)年、第3回国連総会において「世界人権宣言」が採択されました。同宣言は「人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と、平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎である」ことを謳い、その後に発展する国際人権保障制度の土台を築きました。その後、昭和40(1965)年「人種差別撤廃条約」や昭和54(1979)年「女子差別撤廃条約」、平成元(1989)年に「子どもの権利条約」などが採択されてきました。

また、平成7(1995)年から平成16(2004)年までの「人権教育のための国連10年」では、「21世紀は人権の世紀」を合言葉に、世界各国・地域で積極的に人権教育が進められました。

さらに、平成27(2015)年には、すべての人々の人権が尊重される平和で公正な世界などをめざす「持続可能な開発目標(SDGs)」が記載された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、「地球上の誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包括性のある社会の実現に向けた取り組みが進められています。

(2) 国内の取り組み

昭和21(1946)年に公布された「日本国憲法」は、第14条に「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」と定め、すべての人々の基本的人権を侵すことのできない永久の権利として保障しています。このような理念から、我が国はあらゆる差別の解消をめざす国際社会の一員として、人権に関する多くの条約に批准して問題の解決に取り組んでいます。

特に、我が国固有の人権問題である部落問題については、昭和44(1969)年7月同和对策事業特別措置法が制定され、部落問題の解消は国の責務であり、国民的課題と位置づけられ、生活環境の改善、社会福祉の増進、職業の安定、教育の充実(進路保障)等を図るためのさまざまな施策が取り組まれてきました。特別措置法は平成13(2001)年度末で失効しましたが、今なお、結婚差別や就職等における不利な扱い、部落問題に関する差別的な落書き、インターネット上における差別書き込み等、さまざまな差別事象が発生しています。

人権教育・啓発については、「人権教育のための国連10年」を受け、平成9(1997)年に「人権教育のための国連10年国内行動計画」が策定されました。また、「人権擁護施策推進法」平成9(1997)年の施行、「人権擁護推進審議会」の答申等を受けて、平成12(2000)年に施行された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」は人権教育・啓発の推進に国、地方公共団体及び国民の果たす役割、責務を明らかにするもので、これを受け、国は平成14(2002)年に「人権教育・啓発に関する基本計画(平成23年一部変更)」を策定し、人権尊重の理念のもと、人権教育・啓発の取り組みを推進してきました。

しかし、社会情勢の変化に伴い、ヘイトスピーチやいじめ、ハラスメント、インターネットを介した人権侵害等、新たな人権課題も生じてきています。こうしたことを背景に、平成28(2016)年には差別解消三法「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」、「本邦

外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）、「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」が相次いで施行されました。さらに、平成31（2019）年4月に「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（アイヌ新法）」が、令和元（2019）年5月には「改正労働施策総合推進法（ハラスメント防止法）」が公布され、令和5（2023）年6月には「性的指向及びジェンダーアイデンティティ^{※1}の多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT 理解増進法）」が公布されるなど、国民がお互いの人権と多様性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けた法整備が進められています。

※1 ジェンダーアイデンティティ

出生時に割り当てられた性別とは独立した、本人が自分自身の性別をどう認識しているかという心理的な自己認識のこと。

（3）鳥取県の取り組み

鳥取県では、平成8（1996）年に制定した「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」においてお互いの人権が尊重され、誇りをもって生きることができる差別と偏見のない人権尊重の社会づくりに取り組むことを明らかにし、平成9（1997）年に策定した「鳥取県人権施策基本方針」で施策の基本的な方向性を示すとともに、具体的な事業を展開し、「人権先進県づくり」に取り組んできました。そして社会情勢の変化等を踏まえ改訂を重ね、令和4（2022）年2月に第4次改訂が行われました。また、令和3（2021）年には、すべての人権問題に係る差別や誹謗中傷等を防止する取り組みを一層推進するため「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」が改正されました。

鳥取県教育委員会は、これまでの同和教育で培われてきた原則を人権教育の基底に位置づけながら、人権に関わる教育課題を統合的に捉えて推進するため、平成16（2004）年に「鳥取県人権教育基本方針」を策定し、令和5（2023）年に第3次改訂を行っています。

（4）本町の取り組み

本町では平成16（2004）年、琴浦町誕生と同時にすべての町民に基本的人権を保障し、町民一人ひとりの参加による、差別のない住みよいまちづくりの実現をめざし、「琴浦町部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例」を制定しました。

また、平成17（2005）年にすべての行政分野において総合的かつ計画的に人権施策を推進していくための基本方針を示す「琴浦町あらゆる差別をなくする総合計画」を策定し、これを具体化するため平成19（2007）年に「同 実施計画（前期分）」、平成23（2011）年に「同 実施計画（後期分）」をそれぞれ策定しました。さらに、平成29（2017）年には第2次計画を策定し、人権尊重を町政の基軸とした諸施策を推進してきました。しかし、依然としてさまざまな人権課題が存在しているほか、社会状況などの変化にともない、インターネット上に被差別部落の存在に関わる情報が掲載されており、身元調査等に悪用するなど新たな人権課題が生じてきています。

こうした状況のもと、人権尊重のまちづくりへの取り組みを一層進めるため、これまでの取り組みの成果と課題、新たに顕在化した人権課題、人権関連の法律等の整備状況などを踏まえ、「町の責務」や「町民の役割」並びに「町民と町の協働」などを明記した新たな「琴浦町人権尊重の社会づくり条例」を令和3（2021）年に制定しました。

2 人権施策基本方針の位置づけ

「琴浦町人権施策基本方針」は、これまでの「琴浦町あらゆる差別をなくする総合計画」に代わり、本町の人権施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本となる方針を明示するものです。

本町では、あらゆる施策や業務に人権尊重の精神が生かされるよう、個別の人権課題への取り組みや施策の基本的方向を人権施策基本方針に盛り込み、町民と協働して取り組みを推進します。そして、あらゆる差別の根絶をめざすとともに、人権が尊重される社会づくりを進めていきます。

この人権施策基本方針の制定にあたり、令和元（2019）年度に実施した「第3回 町人権・同和教育に関する意識調査」から見えてきた琴浦町の課題や昨今の社会情勢の変化を踏まえ、庁内の各課と協議・調整を行いました。また、琴浦町人権尊重の社会づくり審議会を開催し、この人権施策基本方針の内容について審議を行うとともに、パブリックコメントを実施し、多くの町民意見の反映に努めました。

3 人権尊重の基本理念

人権とは、「人間の尊厳」に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利です。

誰もが、人間として皆同じ人権を有しており、一人ひとりがかげがえのない存在であるということ認識し、それぞれの個性や価値観、生き方等の違いを認め合い、多様性を尊重することが必要です。このため、一人ひとりが自分の権利だけでなく、他人の権利についても深く理解し、人権を相互に尊重し合うことが重要です。

本町では、このような社会を実現するために『一人ひとりが尊重され、心豊かにつながりあうまちづくり』を基本理念として人権が尊重される社会づくりを進めます。

この基本理念の下、学校、家庭、地域、企業・職場などさまざまな場面を通じて教育及び啓発の推進を図るとともに、各人権課題について、相談・支援の充実、社会参画の推進、雇用・就労の促進、社会福祉の増進等、さまざまな施策を通して、「誰もが個人として等しく尊重され、多様性を認め合う差別のない社会の実現」「自己の能力が発揮でき、生きがいのある人生を創造できる社会の実現」「誰もが安全で安心して暮らせる社会の実現」に向けて取り組みます。

4 計画期間・推進体制

（1）計画期間

計画期間は、令和5（2023）年度から令和9（2027）年度の5年間とし、その後は原則として5年毎に計画の見直しを行います。

（2）推進体制

計画の推進にあたっては、「町人権尊重の社会づくり審議会」において、毎年事業の実施状況や進捗状況等について、点検・評価を行い、その結果を以後の施策に反映させていくPDCAサイクルを推進します。そして最終年度には、5年間の取り組みを検証し計画の見直しを行います。

5 持続可能な開発目標（SDGs）との関連性

持続可能な開発目標（SDGs）とは、平成27（2015）年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で掲げられた国際社会共通の目標であり、「誰一人取り残さない」という共通理念のもと、17のゴールとそれらを達成するための169のターゲットを定め、包摂的な社会の実現を目指し、経済・社会・環境などをめぐる幅広い課題に取り組むこととしています。

SDGsがめざしているのは、地球の環境を改善するとともに、人類が暮らしやすい社会をつくることです。そのためには、人権を守ることは欠かすことができません。本町においても本計画に基づく取り組みの推進により、SDGsの達成にも寄与したいと考えています。



【SDGs 17のゴール 国際連合広報センターWEB サイトより】

【SDGsの17のゴール名称】

- | | |
|-----------------------|----------------------|
| 1 貧困をなくそう | 10 人や国の不平等をなくそう |
| 2 飢餓をゼロに | 11 住み続けられるまちづくりを |
| 3 すべての人に健康と福祉を | 12 つくる責任 つかう責任 |
| 4 質の高い教育をみんなに | 13 気候変動に具体的な対策を |
| 5 ジェンダー平等を実現しよう | 14 海の豊かさを守ろう |
| 6 安全な水とトイレを世界中に | 15 陸の豊かさも守ろう |
| 7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに | 16 平和と公正をすべての人に |
| 8 働きがいも経済成長も | 17 パートナーシップで目標を達成しよう |
| 9 産業と技術革新の基盤をつくろう | |

琴浦町人権施策基本方針体系図

琴浦町人権尊重の社会づくり条例

【基本理念】一人ひとりが尊重され、心豊かにつながりあうまちづくり

誰もが個人として等しく尊重され、多様性を認め合う差別のない社会の実現

自己の能力が発揮でき、生きがいのある人生を創造できる社会の実現

誰もが安全で安心して暮らせる社会の実現

施策の方向性

第1章 基本的な考え方

- 1 人権をめぐる社会の動き
- 2 人権施策基本方針の位置づけ
- 3 人権尊重の基本理念
- 4 計画期間・推進体制
- 5 持続可能な開発目標（SDGs）との関連性

第2章 人権施策の推進方針

1 協働による人権尊重のまちづくり

- ・町の責務、町民の役割、事業者の役割

2 人権・同和教育、啓発の推進

- ・就学前、学校、家庭、地域、企業等における人権・同和教育、啓発の推進

3 推進体制の確立・調査の実施

- ・人権の視点に立った行政の推進及び職員の資質向上
- ・国、県、関係団体等との連携及び推進体制の充実
- ・意識調査等の実施及び活用

4 相談支援の充実

- ・国、県と連携した相談支援体制の充実
- ・地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制の整備

5 差別事象への対応

6 ユニバーサルデザインの視点に立った施策の推進

- ・教育・啓発の推進
- ・ユニバーサルデザインの推進

分野別施策の方向性

第3章 分野別施策の推進

- 1 男女共同参画に関する人権
- 2 子どもの人権
- 3 高齢者の人権
- 4 障がいのある人の人権
- 5 部落問題
- 6 アイヌ民族の人権
- 7 外国にルーツがある人の人権
- 8 病気にかかわる人の人権
- 9 刑を終えて出所した人の人権
- 10 犯罪被害者等の人権
- 11 インターネットにおける人権
- 12 北朝鮮当局による拉致問題等
- 13 生活困窮者の人権
- 14 性的マイノリティの人権
- 15 災害等に起因する人権
- 16 個人情報保護
- 17 その他の人権課題、新たな人権問題

各人権課題の推進方針

1 男女共同参画に関する人権

- (1) 男女共同参画への理解促進
- (2) 誰もが活躍できる環境づくりの推進
- (3) 誰もが安心して暮らせる地域社会づくりの推進

2 子どもの人権

- (1) 子どもの健全育成の推進
- (2) 発達支援・特別支援教育の充実
- (3) いじめ、不登校等に対する施策
- (4) 児童虐待防止への取り組み
- (5) 子どもの貧困対策
- (6) 子どもの権利・意見の尊重

3 高齢者の人権

- (1) 社会参加、自立、生きがいづくり
- (2) 福祉・介護サービスの充実
- (3) 権利擁護体制の充実
- (4) 高齢者が安心して暮らし続けられるまちづくり

4 障がいのある人の人権

- (1) 障がいのある人への理解
- (2) 地域生活への支援の充実
- (3) 雇用・就労の支援と社会参加の推進
- (4) 障がいのある人が安心して暮らし続けられるまちづくり

5 部落問題

- (1) 部落問題の正しい理解
- (2) 発達段階に応じた教育・啓発の推進
- (3) 文化センター事業の取り組み
- (4) 差別の解消に向けた取り組み

6 アイヌ民族の人権

アイヌの人々に対する理解

7 外国にルーツがある人の人権

- (1) 国際理解・交流の推進
- (2) 生活情報提供・相談支援体制の充実
- (3) 社会参画の推進

8 病気にかかわる人の人権

- (1) 病気に対する正しい知識の普及啓発
- (2) 病気にかかわる人の人権を守る取り組み
- (3) 認知症関連施策の充実

9 刑を終えて出所した人の人権

更生・社会復帰に向けた取り組み

10 犯罪被害者等の人権

- (1) 犯罪被害者等への理解の推進
- (2) 犯罪被害者等に対する支援の推進

11 インターネットにおける人権

- (1) ネットにおける人権の教育・啓発
- (2) 被害者等への相談支援の推進

12 北朝鮮当局による拉致問題等

国・県と連携した広報・啓発の推進

13 生活困窮者の人権

- (1) 自立に向けた支援の推進
- (2) 生活困窮者の人権に関する教育・啓発

14 性的マイノリティの人権

- (1) 性的マイノリティに関する教育・啓発
- (2) 「とっとり安心ファミリーシップ制度」を活用した行政サービスの提供
- (3) 相談支援体制の充実

15 災害等に起因する人権

- (1) 要支援者及び被災者への支援体制等の強化
- (2) 適切な情報提供及び教育・啓発

16 個人情報の保護

個人情報保護の推進

17 その他の人権課題、新たな人権問題

新たな人権課題等に対する取り組みの推進